

平成29年度 農地中間管理事業に係る担い手農業者等との意見交換会の結果（29年11月）

開催月日	参加者の概要等	主な意見	主な意見への対策
11月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定農業者 ・ JAおおいた北部事業所 ・ 中津市農業委員、農地利用最適化推進委員 ・ 中津市（農政担当課、農業委員会事務局） ・ 大分県 ・ 大分県農地中間管理機構 <p>参加人数：約70人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 果樹の新規就農者に対して、機構に農地を貸し付ければ、自己負担をせずに基盤整備できるという話を聞いたが、どのような事業なのか。 ② 農地中間管理事業を活用した場合、農地の賃借料について、農地中間管理機構が地権者と耕作者の間に入って調整するのか。 ③ 地権者が死亡した場合の賃借料の振り込みはどうか。 ④ 農地中間管理事業の概略だけではなく、より詳細な内容を説明してくれなければ、地元の農家には話しをできない。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 新規就農者に限らず、農地中間管理機構に15年以上貸し付けた農地などに、土地所有者等の自己負担なしで、基盤整備できる事業が創設されたことを説明した。 なお、事業の詳細が知りたい場合には、別途、説明に伺うことをあわせて説明した。 ② 農地中間管理事業における農地の賃借料については、原則、農業委員会が提供を行っている賃借料等の情報を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定した額としていることを説明した。 なお、事業活用後の賃借料の改訂については、農業委員会が提供する賃借料の動向を踏まえて、地権者等と協議して定める額に改訂することもある旨を説明した。 ③ 相続関係者全員の同意を得た上で、相続人が指定する口座へ振り込んでいることを説明した。 ④ 意見交換会などは、時間が限られているため、どうしても大まかな説明となってしまうことを説明した。 なお、もっと詳細な内容の説明が必要であれば、出向くので、相談いただきたいことを説明した。